かたの民報 議会版

2007年12月23日
NO. 1414
【発行】
日本共産党
市会議員団
ご相談は市役所
議員団控室へ
私部1-1-1
☎892－0121
(内線301)

12月議会

生活保護制度について、「申請権」の保障を求める

中上さち子議員が質問

生活保護は、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度です。経済的に困った時に、誰もが申請でき、要件に合えば、受給することが出来ます。

一般質問で中上議員は、生活保護の「申請権」の保障と、「持ち家」高齢者の保護受給抑制につながる新制度導入の中止を求めました。

扶養の有無などの事情調査は生活保護の申請後にすべき

【質問】「生活保護を求めたが相談だけで受け付けてくれない」などの訴えが多くあり、府から、各福祉事務所に「申請権」(生活保護法第2条資料①)を侵害することなく適正に行うよう通達が出されている。通達内容の「申請権の侵害」についてどう解釈するのか。

【答弁】申請の意思が明確にも関わらず申請用紙を渡さない、申請させないことが「申請権の侵害」であると考える。申請前の面接相談は生活状況を把握する上で必要と考えている。

【意見】相談と言いながら「子どもに扶養してもらえないのか」また、「持ち家や車は認められない」などと「申請権の侵害」となるような発言をすることがあれば問題である。

相談者の「申請権」を保障し、申請書受理後に生命保険や預貯金の有無、相談者への扶養の有無について調査すべきである。

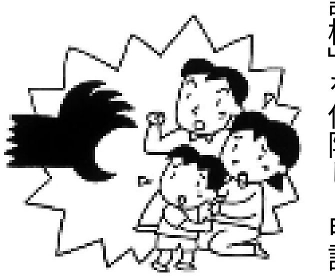

「持ち家」高齢者の保護排除・申請抑制につながる新貸付制度導入に反対

【質問】65歳以上で年金のない夫婦が、病気で蓄えも底をつき生活保護課に生活援助を求めたが、自宅を担保にしてお金を借りるように言われ、大変ショックを受けて帰られた。

国は今年の4月から、「持ち家」の高齢者に対し、自宅を担保にした貸付制度を進めているが内容は。

【答弁】リバースモゲージ（要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度）である。「持ち家」を所有する要保護の高齢者に対し、「持ち家」を担保（生活保護法4条　資料②）として生活資金の貸付を社会福祉協議会が行うものである。貸付終了後、生活保護への移行は可能である。

【意見】この制度は、「500万円以上」の資産価値がある「持ち家」高齢者(65歳以上)が対象である。資産活用ということで、生活に困った高齢者が家を手放さなければならない厳しい運用は、住む権利や生きる権利への侵害にあたる。

そして、制度がすすむと、就学援助制度や国保・介護保険などの減免対象から「持ち家」の人を排除する危険がある。

日本共産党は、「持ち家」の高齢者を生活保護から排除するための制度に反対である。また、この制度は、法律上拘束されるものではないことから、交野市に制度導入の中止を求める。

＊資料①　生活保護法第2条「すべて国民は、要件を満たす限り、保護を、無差別に受けることができる。」申請の段階で拒否したり却下の権限は無く、無条件で受付し審査すべきである。

＊資料②　生活保護法第4条「資産の活用は保護の受給要件になる」とあるが、贅沢な住宅で無い限り「最低限度の生活維持」に活用することも認めている。制度を利用するかは本人の意思に基づくものであり、利用を拒む世帯への申請拒否は行うべきでない。

生活保護に関する要望

●国基準（保護世帯80件に一人のケースワーカー）に基づいた職員の増員配置で、職員が誇りと責任を持って、働き続けられる職場づくりを求める。

●夏の温暖化に伴うクーラ代や冬の暖房代など、市独自の支援を求める。

中上　さち子
倉治6-17-13
☎893−6785

さかの　光　雄
私部1-38-23
☎893−1083

さらがい　ふみ
星田7-44-21
☎894−2835